

県ドリームハイツペット飼養細則(案)

(前文、目的)

第1条 この規則は、県ドリームハイツ住宅管理組合(以下、管理組合という)の「共同生活の秩序・維持に関する協定」第3条の二について補足を行い、居住者の共同の利益及び快適な生活を維持するため、ペットの飼養に関し以下の規則を設ける。

(飼養資格)

第2条 ペットを飼養できる者は、団地建物所有者又は占有者及びその同居者で、管理組合の許可を得た者に限定する。

(飼養者の心構え)

第3条 前条により、管理組合から許可を得た者(以下、「飼養者」という)は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) ペットがアレルギー等の健康面に被害を及ぼす居住者やペットの嫌いな居住者の立場を十分に尊重し、快適な生活環境の維持向上に努めること。
- (2) ペットの本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、ペットを終生、適正に飼うこと。
- (3) 動物の保護及び管理に関する法律、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を遵守すること。

(飼養者の義務)

第4条 飼養者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 飼養者は、必ず「ペット飼養者の会」に加入し、以下の規則を遵守しなければならない。
- (2) 飼養者は、「ペット飼養者の会」に「ペット飼養申請書」及び「誓約書」を提出し、別に定める年会費を納めるものとする。
- (3) 飼養者は、「ペット飼養者の会」が発行する飼養標識を玄関ドア外に掲示しなければならない。
- (4) 飼養者が、その飼養を中止する場合は、直ちに「飼養中止届」を提出するものとする。
- (5) 飼養者は、以下の各項を遵守しなければならない。
 - (ア) ペットの飼養は完全居住室内で行わなければならない。
 - (イ) 居住室外で排泄した場合は必ず持ち帰り、尿は水で流す。
 - (ウ) ペットの異常な鳴き声や、尿、体臭などによる悪臭により、近隣居住者に迷惑をかけないように注意すること。
 - (エ) 居室外(ベランダあるいはバルコニーも含む)でペットの毛の手入れやケージの清掃等を行わないこと、又居室内でも、窓を閉めるなどして、毛の飛散を防止すること。
 - (オ) ペットによる汚損、破損、傷害等が発生した場合は、飼養者はその責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること。
 - (カ) 階段、エレベーター等の共用部分に連れ出すときは、必ず抱きかかえるか、ケージ等に入れるなどし、エレベーター内では特に他の同乗者の迷惑にならないよう注意すること。
 - (キ) ペットを営業・繁殖を目的として飼養してはならない。

(飼養者の会)

第5条 ペット飼養者の会は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) ペットを飼養していない居住者の立場を尊重し、飼養に関するトラブルの防止を図り、快適な居住環境の維持向上に努めるものとする。
- (2) 会員相互の友好を深めるとともに、ペットの正しい飼い方に関する知識を高め、広めるよう努めること。
- (3) ペットを飼養しようとする居住者の相談窓口となり、また飼養者が解決困難な問題を抱えた場合、ともに助けながら解決に当たるものとする。
- (4) 飼養者の会は、自治会及び管理組合に対し、会の組織や運営状況について、適宜報告する。

(管理業務)

第6条 ペット飼養に関する登録手続きは以下のものとする。

- (1)「ペット飼養者の会」は、「ペット飼養申請書」に基づき、ペット飼養者を登録し、台帳を作成する。
- (2)「ペット飼養申請書」には、次の項目を記載する。①ペットの種類、②品種、③生年月日、④性別(分かる場合)、⑤体長、体重、に加えて犬の場合は、⑥狂犬病予防法に規定する登録番号、及び予防注射をした年月日
- (3)「ペット飼養申請書」には、誓約書を添付する。その誓約書は、各種規則を遵守すること、規則に違反した場合、飼養許可を取り消すことを明記するものとする。
- (4)第4条の年会費を「ペット飼養者の会」の運営費、ペット飼養に関する業務の費用に充てるものとする。
- (5)飼養者が年会費支払いを怠った場合は、管理組合は飼養許可を取り消すことができる。
- (6)ペット飼養の登録手続き、年会費徴収、及び飼養標識発行等のペット飼養に関する業務は、「ペット飼養者の会」及び自治会で対応する。

(飼養できるペットの種類・数)

第7条 飼養できるペットは、他の居住者に迷惑をかけず、居室内で飼養管理できるものに限定され、以下に定めるものとする。

- (1)犬または猫…飼養許可が必要
犬については成犬時飼い主が抱きかかえられる大きさ
犬、猫合計数 2 頭まで
- (2)犬猫以外で下記にあげたもの…飼養許可不要・数は常識の範囲内であること
(ア)小動物…フェレット、ウサギ類、リス類、ハムスターなどで専用のケージまたはカゴなどでの飼養に限る。
(イ)小鳥類…文鳥、カナリア、セキセイインコなどで、鳥かごでの飼育に限る。
(ウ)観賞用魚類…水槽は重量、設置場所に注意すること
(エ)両生類・昆虫…専用ケージまたは虫かご等での飼養に限る。
- (3)前項までの定めに加え、飼養できるペットは次の各号に該当しないものとする。
 - (a)環境省が定める特定動物(危険動物)、外来特定生物に該当するもの
 - (b)人に危害を加える恐れのある動物
 - (c)人に伝染する恐れのある有害な病原体に汚染されている動物
 - (d)毒を有する動物
 - (e)鳩、オウム、猛禽類
 - (f)爬虫類
 - (g)その他理事会で禁止と決定した動物

(苦情処理)

第8条 居住者からのペットによる苦情については、「ペット飼養者の会」、自治会及び管理組合で対応する。

- (1)苦情に対しては、まず「ペット飼養者の会」で実態を調べ対策を立てる。必要があれば、自治会及び管理組合がペット飼養者に対し注意を促す。
- (2)注意を与えても問題が解決されない場合、自治会及び管理組合は飼養者に警告を与えるものとする。それでも改善が見られない場合は、管理組合は飼養許可を取り消すことができる。
- (3)ペット飼養を取り消された飼養者は、速やかに新たな飼養者を探す等適切な処置を取らねばならない。
- (4)飼養を取り消されたにもかかわらず、飼養を続けていた場合は、管理組合は理事会の承認を得て、必要な強制的処置をとることができる。